

平成31年度鉱山保安監督指導方針

平成31年4月1日
中部近畿産業保安監督部近畿支部

鉱山保安が人命尊重を基本理念とし、鉱山災害の根絶を図ることを最終目標とすること等を定めた第13次鉱業労働災害防止計画（平成30～34年度。以下「第13次計画」という。）を踏まえ、中部近畿産業保安監督部近畿支部（以下「当支部」という。）は、第13次計画の二年度目となる平成31年度の鉱山における危害及び鉱害の防止に向け、鉱業権者、鉱山労働者等に対する指導を的確に行うため、「平成31年度鉱山保安監督指導方針」を下記のとおり定める。

（はじめに）

全国での平成30年の災害発生状況は、危害では、死亡災害がなかったものの、罹災者数が26名（前年から5名減少）と過去5年間で平成29年に次ぐ二番目の多さであった。鉱害では、6件（前年と同数）発生し、また、鉱害に至っていないものの台風・豪雨等による施設の損傷等の災害が3件発生した。このため、鉱山災害の根絶という最終目標の達成には至っていない状況である。

一方、当支部管内での平成30年の災害発生状況は、平成27年以来の無災害を達成したが、災害に至るおそれがあった不休傷及び台風による施設の損傷等が少なからず発生していた。引き続き無災害を継続させるには、鉱山保安マネジメントシステム（以下「鉱山保安MS」という。）の運用を深化させ、自主保安体制を確立させることが必要である。

当支部は、第13次計画を踏まえた上で、平成30年の災害発生状況及び平成30年度の監督指導実績を振り返り、本指導方針に反映させている。

記

I 指導目標

無災害を目標とする。

II 平成31年度における重点事項

次の重点事項を定め、指導を行う際は、当該事項について重点的に行うこととする。

1. 危害の防止

- (1) 危害の発生頻度が高い事由のうち「墜落・転倒」、「運搬装置のため（車両系鉱山機械又は自動車のため）・同（コンベアのため）」、「取扱中の器材鉱物等のため」及び「機械のため」について、鉱山労働者に対する危害を防止するため、リスクアセスメントの継続的な見直し及び危害情報の整理・分析による防止対策の実施状況を確認する。
- (2) 危害の発生確率が高い「単独作業」及び「修理等の非定時作業」について、鉱山労働者に対する危害を防止するため、作業関係者による手順確認等のコミュニケーション活動を含め、保安管理の実施状況を確認する。
- (3) ヒューマンエラーによる鉱山労働者に対する危害を防止するため、リスクアセスメントにおいて人間特性を十分に考慮し、本質安全やフェールセーフ・フールプルーフを考慮した施設の工学的対策等の適用状況を確認する。

2. 鉱害の防止

- (1) 環境測定等に数値による基準が適用されている鉱山等の鉱害を防止するため、当該数値の基準適合性を確認する。
- (2) 特定施設（環境関連）による鉱害を防止するため、当該特定施設の維持管理及び保安管理体制（特に、作業監督者の業務内容等）が適切であるかを確認する。

3. 自主保安体制の確立

- (1) 鉱山の実情を勘案した鉱山保安MSの運用の深化を促進するため、新チェックリスト（第13次計画に基づき見直されたチェックリスト）の活用状況について点検を行い、鉱山保安MSの最適化の状況を確認する。特に、中小零細鉱山については、「鉱山保安マネジメントシステムの構築と有効化のためのガイドブック」等を活用して一層きめ細かく助言する。

(2) 保安管理体制の充実、保安活動の積極的な実施、保安教育の計画的実施並びに目標を達成するための必要な人員及び予算が適切に確保されることを促進するため、それぞれの状況を確認する。

(3) 保安意識の高揚を図るため、鉱山保安表彰制度により、保安に対する取組が優良と認められる鉱山、鉱山保安MSの構築と有効化を推進している鉱山等を表彰する。

4. 当支部と関係団体等との連携・協働

当支部と鉱業関係団体等とのそれぞれの活動が有機的に機能し、保安レベルの継続的な向上を図るため、近畿鉱業会、地区鉱山保安部会等との連携・協働による保安指導、各種研修、災害情報発信等に取り組む。

5. 自然災害に対する防災体制

地震・台風・豪雨等の自然災害に伴う鉱山災害の発生を防止するため、防災訓練の実施及び非常用資材の配備等の防災体制の整備状況を確認する。

6. 発信情報の活用

災害発生状況、法令改正内容、立入検査結果等の鉱山保安に関する情報を保安活動に反映させるため、当支部ホームページ、メールマガジン等による発信情報の活用を促す。